

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第102号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表左京区役所及び下京区役所の款中「及び下京区役所」を削り、同款地域力推進室の項中「総務・防災課長」を「総務・防災課長 企画課長」に改め、同表山科区役所の款の次に次の1款を加える。

下京区役所	地域力推進室	総務・防災課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
	区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支 援 課	支援第一係長 支援第二係長
		保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長
		保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付・年金係長
	保 健 部	健康づくり推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母子・精神保健係長
		衛 生 課	生活衛生係長 食品衛生係長

第1条第1項の表南区役所及び右京区役所の款中「及び右京区役所」を削り、同款の次に次の1款を加える。

右京区役所	地域力推進室	総務・防災課長 企画課長 まちづくり推進	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興係長
-------	--------	----------------------	---

	課長	
区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
	支 援 課	支援第一係長 支援第二係長
	保 護 課	保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長 保護第七係長
	保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付・年金係長
保 健 部	健康づくり推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母子・精神保健係長
	衛 生 課	生活衛生係長 食品衛生係長

第6条福祉部の款福祉介護課の項第15号中「及び子ども手当」を削り、同款支援課の項第9号中「保育費用の」の右に「賦課，減免，調定及び」を加える。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)